

「くっちゃん雪ん子サポーターズ」規約

第1条（名称）

本会は「くっちゃん雪ん子サポーターズ」と称する。

第2条（組織、役員と職務）

本会は事務局をニセコ東急リゾート株式会社ホテルニセコアルペン内に置く。

役員は下記で構成され、職務を誠意を持って務める。

会長1名： この会を代表し、会を統括する。

副会長2名： 会長を補佐し、会長に事故ある時にはその職務を代理する。

事務局長1名： 会の円滑な運営のため、事務実務を行う。

第3条（目的）

本会は大越龍之介、古谷沙里、住吉輝紗良を応援する会員によって構成され、3名のアスリートが世界のステージで活躍できるように応援・支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（活動）

本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

1. アスリートの応援、支援、及び競技への関心を喚起する。
2. アスリートの出場競技のテレビ観戦会及び活動報告。
3. その他会の目的達成に必要な事業。

第5条（会員）

本会の会員は会の目的に賛同する個人及び団体、法人でもって構成する。

第6条（入会・退会）

1. 入会は、本規約、活動内容などを理解した上、所定の様式に下記事項を記入して事務局に提出する。

【氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど、本人の確認と連絡に関する事項】

退会は口頭または文書の提出をもって任意に退会できるものとする。再入会を希望する場合には事務局の承認を得るものとする。

2. 本人が死亡、または所属する団体が消滅したとき。

第7条（活動費）

1. 個人会員の会費は一口1千円で、一口以上とする。
2. 法人及び団体の会費は一口5千円で、一口以上とする。
3. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還はされない。

第8条（解散と会計報告）

1. 本会は2019年4月末日をもって解散する。
2. 総会は開催せず、活動終了の際に活動報告、収支報告書を町報やfb, hp等で会員に報告する。
3. 余剰金が発生した場合には、倶知安町の未来を担う子どもたちの冬季スポーツ活動資金として、倶知安町に指定寄付をするものとする・。

第9条（報酬）

すべての会員は無償ボランティアとする。

（付則）

1. 本規約は2017年12月1日から施行する。
2. 本規約は、必要に応じ役員全員一致のもと、変更することがある。ただし、その内容は速やかに会員に告知することとする。
3. 本会の設立日は2017年12月1日とする。